

福岡市環境・エネルギー戦略有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 福岡市の地域特性に応じたエネルギー資源を最大限に活かし、自律分散型のエネルギーシステムを構築することにより、災害に強い安全で安心な都市環境を形成し、人々が住みたい、働きたいという魅力が高まるまちづくりを行う観点から、再生可能エネルギーを中心とする分散型のエネルギー供給のあり方や再生可能エネルギーの普及促進施策等を検討するため、福岡市環境・エネルギー戦略有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 有識者会議は、市長に対し、福岡市がエネルギー政策の分野で目指すべき将来像を示す上で必要な提言を行う。

(組織)

第3条 有識者会議は、座長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。
2 委員等は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
3 委員等の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる業務が終了するまでの期間とする。

(運営)

第4条 座長は、会務を総理する。
2 会議は、座長が招集し、座長がその進行にあたる。
3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は原則として公開とする。ただし、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に関するものであるとき、又は会議を公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。
2 会議の傍聴に係る手続その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、環境局（エネルギー政策担当）において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月29日から施行する。